

食安検発0613第1号
平成25年6月13日

各検疫所長 殿

検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

米国産大豆の取扱いについて

大豆については、食品衛生法施行規則第32条第4項の規定に基づき、いわゆる計画輸入制度の対象食品として取り扱っているところですが、今般、米国産大豆について、モニタリング検査において基準値を超えるフルアジホップが検出されたことから、「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（パナマ産牛肉のイベルメクチン及び米国産大豆のフルアジホップ）」（平成25年6月13日付け食安輸発0613第4号）により、米国産大豆及びその加工品について残留農薬（フルアジホップ）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとされたところです。

については、米国産大豆については、食品衛生法施行規則第32条第4項ただし書きに該当する事例と考えられるので、各検疫所におかれては昭和61年3月31日付け衛検第91号生活衛生局長通知の第3の4（2）に従い当該事案について公示するとともに、輸入計画を記載した輸入届出書を受け付けた検疫所にあつては、輸入者あて同通知別記様式第3号により通知するようお願いいたします。

なお、各検疫所においては平成25年6月20日に公示するようお願いいたします。